

2020年10月30日

第一生命保険株式会社

## 元営業員による契約者貸付金等の不正取得について

このたび、弊社元営業員がお客さまから金銭を不正に取得していた不祥事案が発生いたしましたのでご報告申し上げます。

弊社は、警察への通報を行った上で、被害の実態把握に向けて取り組んでおります。全容把握および広くお客さまへの注意喚起に向けて、本日公表することと致しました。

お客さまならびに関係者の皆さまに多大なるご迷惑と、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

### 1. 事案の概要

弊社和歌山支社阪和営業オフィスに在籍していた元営業員（50代・女性）が、行った不正行為は以下の通りです。

- ・ 契約者に無断で契約者貸付や解約・減額等の保全手続きを実施し、「誤って手続きをしたため、契約者口座に振り込まれた金額を回収する」と説明のうえ私製領収書を手渡し、お客さまから金銭を不正に取得した。
- ・ 保険商品加入を持ち掛け、初回保険料として私製領収書を手渡し、金銭を不正に取得した。

なお、弊社では営業員が私製領収書を用いて現金を取り扱うことはありません。

### 2. 弊社での調査および対応

弊社では、本件発覚後、元営業員が担当していたお客さまに対して全件調査を行い被害の全容把握につとめてまいりました。現在把握しております被害状況は、20名、5,210万円です。

現時点で把握できております被害者の方々に対しましては、元営業員が行った保全手続きを全て取消し、保険契約の正常化に向けて手続きを行っております。

### 3. 今後の対応

引き続き警察の捜査に全面的に協力するとともに、当該元営業員に対し、お客さまから不正に取得した金銭の返還を求めています。

また、今回の事案を重く受け止め、今後の再発防止に向け、これまで以上に厳格に法令等遵守意識を徹底すると共に、お客さまに対しては広く注意喚起を実施いたします。

### 4. お問い合わせ窓口

第一生命コンタクトセンター：0120-157-157

受付時間：月曜～金曜 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）

以上